

一九世紀南部領の山林資源復元に関する試みについて

脇野 博

はじめに

- 一 明治一四年岩手県の山林資源について
 - 二 一九世紀岩手県の山林総量
 - 三 一九世紀南部領の山林総量
- おわりに

はじめに

近世林業史研究ではこれまで多くの研究がなされ、幕藩制下における林業・林政の実態や特徴が明らかにされてきた。本稿ではこれらの研究についてその到達点や課題を総括する余裕はないが、現時点においてこれまでの研究を踏まえて近世林業を俯瞰できるものとして、筆者も関わった著作⁽¹⁾がある。

さて、盛岡藩の林業は幕藩制下の近世林業を構成する主要な林業の一つであり、それはヒバ材生産として知られ、研究され紹介されてきた。⁽²⁾しか

し、そのヒバ材生産が行われた地域をみると、下北半島(現青森県)を中心とした地域で、現在の青森県のほぼ東半分と岩手県のほとんどを領有していた盛岡藩領からみると、限定された地域に過ぎなかった。例えば、盛岡藩の国絵図にはヒバを示していると思われる樹木が描かれている。この国絵図についての詳細な分析と考察は別の機会に譲りたいが、天保国絵図の陸奥国(南部領)において、この樹木が描かれた場所を示した図⁽³⁾をみると、ヒバが生育しヒバ材を形成していたと思われる地域は広大な盛岡藩領の一部に過ぎないことがわかる。

それゆえ、ヒバ材生産をもって盛岡藩林業を代表させ、盛岡藩林業の総体を語ることはできないであろう。また、用材生産とならぶ林業のもう一つの柱である薪炭生産についても、鉄山経営などの関わりでいくつかの個別事例は明らかにされてきたが、やはり総体はいまだわかっていない。さらに、そもそも盛岡藩の山林は全体でどれくらい反別(面積)でどれくらいの木数があったのかという、山林総面積や山林総量についても不明である。



図1 天保国絵図南部領とヒバ林

もちろん、近世社会では近代以降のような整備された統計自体が基本的には作成されることはなく、特に山林の場合は測量など物理的に計測するという面からも調査することが難しく、さらに記録の廃棄や散逸ということもあって、盛岡藩領内の山林総面積・木数を直接知ることのできる記録は無いといってもよく、藩内山林資源の総体を知るとは非常に困難であ

る。したがって、記録が残された個別事例に基づいて盛岡藩林業の解明をせざるを得ないのであるが、部分をもって全体を語ることができるのか、あるいは全体を知らずして部分を語ることができるのかということが疑問として残る。そしてこのことは、盛岡藩だけのことではなく、近世林業史研究全体にもあてはまることである。

そこで、本稿では盛岡藩の山林についてその全体像を把握するために、一九世紀の山林資源の復元を試みたい。復元に用いる核となる資料は、明治一四年（一八八一）における岩手県の山林資源について記述した「山林法律調書」である。なお、廃藩置県後の岩手県に関する資料を扱うため、盛岡藩との関係であらかじめ次のことを考慮しておきたい。

寛文四年（一六六四）、盛岡藩一〇万石は幕府の命によって分割され、死去した盛岡藩主南部重直の弟である南部直房を藩主とする八戸藩二万石が成立した。それゆえ、廃藩置県後の岩手県に関する統計を扱う場合、寛文四年以前の盛岡藩を対象とする場合は盛岡藩に関する統計数値のみでよいが、八戸藩分離後の盛岡藩を対象とする場合は、八戸藩に関する統計数値も必要になり、現時点ではその数値が十分ではないため、本稿では盛岡藩と八戸藩を合わせて一つの領域として扱い、その合わせた領域を南部領と呼ぶことにする。

一 明治一四年岩手県の山林資源について

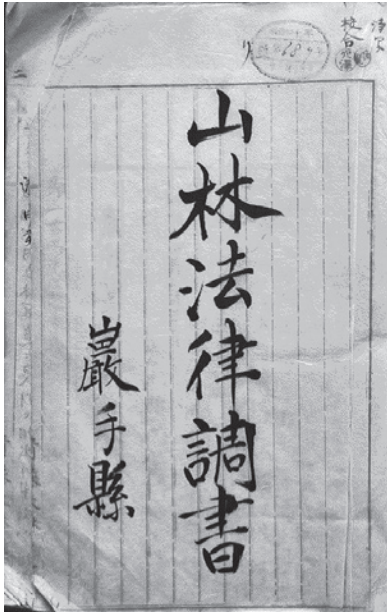
明治四〇年（一九〇七）に青森大林区署で作成された「山林法律調書」⁽⁴⁾には、明治一〇年代の岩手県の山林に関する資料が掲載されており、当時の岩手県における薪炭総消費量と山林総量を知ることができる。「山林法律調書」は、掲載されている明治四〇年九月二十五日付けの決裁文書によれば、「事務参考用書トシテ監理課ニ保蔵」されていた「山林法律調書 岩手県」以下、山林法律調書を浄写して回覧に付すために作成された。

浄写した調書に掲載されている明治一四年（一八八一）七月二二日「山林法律編成方御諮問之儀ニ付開申」には「沿革」が記載され、そのなかに、

山林から獲得可能な総利益を明らかにするために、当時の薪炭総消費量、山林総量を推計し、その利益実現に必要な山林政策が提言されている。長くなるが、明治一〇年代の岩手県の山林政策を知る上で貴重な資料でもあるので、次に該当箇所を引用しておく（傍線は筆者）。

旧藩時山林ヨリ起ル利益ノ大略ハ前段ニ陳述セリ、請フ目下山林ヨリ起ル利益ヲ概算シ副陳セン、夫レ管内ノ山林ヨリ人民ニ於テ得ル利益ノ総額ハ未タ確算シ能ハスト雖モ、日用支消スル処ノ薪炭及營業上ニ係リ費消スル薪炭材価ノ総額ハ大抵壹百七八拾万円ノ間ニ昇降スヘシ、此壹百七八拾万円ハ乃チ山林ヨリ起ル実益ヲ人民ニ与フルモノト言サルヲ得ス、然レトモ突然壹百七八拾万円ノ実益アリトスルハ或ハ議者ノ大ニ疑フ所アルヘシ、因テ実益ノ起ル要理ヲ開示セン、抑管内ノ全戸數ハ拾万四千六百七拾三戸（十二年一月一日調ニ拠ル）ニシテ、一戸ニ付一ヶ年ニ費消スル薪炭ハ平均式棚六分ト（壹棚ト唱フルモノハ縦六尺横六尺）ス、多數ト云フヘカラス、又壹棚ノ價格管内ノ平均式棚五拾錢トス、高価トナスヘカラス、果シテ然ラハ管内全戸ニ費消スル高ハ式拾七万式百五拾棚、此代価ハ六拾八万三千七百七拾五円ナリ、其他鉦山・製塩・造酒・鍛冶等ノ營業ニ係リ費消スル薪炭ノ概略ハ四拾七万五千七百八拾棚（十三年十一月各郡ヨリ調出シ書面ニ依ル）、此代価ハ壹百拾八万九千四百五拾円、通計壹百八十六万九千八百式拾五円ノ出口原由ナリ、今仮リニ官民林ノ面積ヲ区分スルニ官林ノ反別ヲ八拾万町歩トナシ、民林ヲ四拾壹万四千四拾三町四反七畝拾式歩トス、合計百式拾壹万五千四拾三町四反七畝拾式歩ナリ、内針葉樹林ノ反別十分ノ一ト積リ、残反別百九万三千五百三拾九町壹反式畝式拾歩ト

シ、忝反歩二付平均五本ノ立木ヲ存スルト積ルトキハ、潤葉樹ノ數ハ五億四千六百七拾六万九千五百六拾四本ニシテ、前陳スル費消総木數八百式拾式万七千式百三拾本ヲ伐採スルトキハ、忝町歩二一ヶ年七本五分余ツ、伐採スルニ当リ、立木ノ総數ニ対シテ六拾七年ニシテ一周スルノ割合ナリ(其官林ヨリ伐採スル數ハ五百四拾万本、民林ヨリハ式百八拾万五千五百四拾三本)、其代価壹百八拾六万九千八百式拾五円ヲシテ、官民林ニ区分スレハ、官林ヨリ起ル金額八百三拾四万六千式百七拾五円、民林ハ五拾式万三千五百五拾円ナリ、之レヲ百分ノ十一ヲ元木代トシテ、官林ハ拾四万〇〇四拾五円七拾錢、民林ハ六万五千六百三拾五円五錢ノ割合ニシテ、此合計金式拾万五千六百八拾円七拾五錢ナリ、其百分ノ八拾九分乃チ百六拾六万四千四百四拾四円式拾五錢ハ勞力ノ費用ト積ルナリ、然レトモ現今民林ヨリモ林主ノ承諾ヲ得テ如此巨大ノ木數ヲ伐採セス、又官林ヨリモ僅ニ百分一二当ル木數ノ払下アルノミニテ、前陳スル巨額ノ薪炭材ヲ費消スルハ何ソヤ、大抵盜伐過伐ヲ以支弁スルト見做サ、ルヲ得ス、是レ山林監守ノ法方疎ナルニ由ル



〔写真〕 浄書された山林法律調書の表紙

ノミ、之レ二十分ノ保護栽培ヲナスニハ、凡監守ニ係ル職員組織法ニ見込ミ人員及山林係リノ官吏巡視檢察ノ吏員ナカルヘカラス、又苗種播種栽培等各種ノ費途合シテ若干ノ經費ヲ要セサルヲ得ス、因テ官林ニハ国庫ヨリ別途費ヲ仰キ、民林ニハ保護税ヲ賦課シ、合セテ其費額ニ充ルモ敢テ不適當トナスヘカラス、今仮リ二年々国庫ヨリ式万円下付セラル、トスルモ、官林ノ収入ト対照シテ忝割四分計ノ支出ニ当リ、其収入ノ支出ニ超過スルモノ総額拾式万円余ナリ、民林ヘハ忝町歩二六厘ノ保護税ヲ賦課スルト積レハ式千五百円ヲ得ル、其収入ト対照スルニ、四分ノ支出ニシテ其収入ノ超過スルハ、総額ハ六万三千百三拾五円五錢ノ多キニ至ル、乃チ過當トナサ、ル所以ナリ、然レトモ前段ニ陳述スル盜伐過伐ノ宿習ヲ嚴禁シ、下草株ノ芟採ニ制限ヲ立、或ハ株ノ發育ニ着目シ猥ニ山野ヲ焼ク等百弊ヲ禦クニアラサレハ、決シテ前陳ノ収入ヲ得ル能ハス、此上保護栽培十分行届キ当地方ニ乏敷松檜等ノ各種ヲ閑地ニ播種シ、傍ヲ自生スル小松其他闊葉樹發育ヲ遂ケシムルニ於テハ、十年ヲ出スシテ數百万本ノ針葉樹ヲ増加シ、闊葉樹ハ億ヲ以テ算スル木數ノ増加ヲ見ルハ、敢テ疑ヲ容レサルヘシ、然レトモ十年ニシテ巨多ノ木數ヲ増加スルヲ空説トシ、或ハ議者ノ誹議スルアラシク欺ナレトモ、其空説ナラサル実証ヲ掲ケテ開示スベシ、旧藩時裸ノ森ノ山野ニ放火ヲ禁シ株下草ノ芟採ヲ嚴ニ止メシ箇所、変シテ林相ヲナシ現ニ盛岡近傍葦石村地内字七ツ森ト唱フル官林ハ、嘉永年間迄ハ禿山ナリシモ、目今森鬱ノ林相ヲ見ル、之レ第一証ナリ、其二証トスルモノハ近ク紫波郡土館村地内字馬ノ子ト唱フル箇所ハ、従前株芟採許可ノ禿地ナリシヲ、明治十一年山林局ニ於テ設林地(面積百五拾式町歩余)ニ取据ラレタル以來、僅ニ三年ニ過キサ

ニ自然生ノ松檜其他ノ稚樹林積五分通ニ發育シ、今ヨリ十ヶ年モ經過セハ薪炭需用ノ適度ニ達スルモノト信ス、其他民有山野ノ禿地ニ疎莖採セサル箇処ニ稚樹ノ發育シテ林相ヲナスアルヲ見ルハ、管内揚ケテ枚挙スルニ遑アラス、之レ第三ノ引証ナリ、此ノ三ノ実証ヲ以テ將來ヲ考フルニ、第一官林四至ノ境界ヲ正シ、第二山野ニ火ヲ放ツヲ禁シ、第三下草株ノ制限ヲ極メ、第四警邏ヲ繁クシ盜伐過伐ヲ防キ、第五播種栽培ヲ盛ニシ、第六火災防禦ノ規則ヲ定メ、第七保護林取締ノ制ヲ設ケ、第八伐木規則ヲ設ケ、第九ニ薪炭需用ノ度ヲ量リ輪伐ノ方法ヲ施シ、第十家屋建築等ニ供スル用材ノ制限ヲ定メ、第十一非常天災ニ関シ河港道路堤防橋梁等急破ニ充ル備林ヲ設スル等第一着トシ、大ニ林政改良皇張アラシム事ヲ企望スルノ際、今般御内達ノ趣モ有之、猶目今ヲ參酌シ將來ヲ商量シ夫ニ見込取調、其費途ヲ予算スルニ、凡官費ヲ仰クモノ節略ヲ加ニテ貳万円ヲ要セサレハ整理スル不能、今仮リニ右予算ヲ以内国一般ノ府県ニ覽ストキハ、殆壹百万円内外ノ別途費ヲ年々下付セラル、ニ至ラン、然レトモ維新以來国事ノ多難頻年相繼キ財政困難ノ折柄、強テ之レヲ願フニ不忍去逆費途ヲ要セスシテ保護栽培スル不能、因テ更ニ一步ヲ進メテ熟慮スルニ、官林ハ元政府ノ私産ニシテ一般ノ公権ニ属スルモノニアラス、之レカ管理ヲ地方官ニ担任セラレ、或ハ郡属戸長ニ関涉セシムルハ其当ヲ得タルモノニアラス、右理由ナルヲ以現二十二年以來青森・秋田・茨城・長野・岐阜・静岡・和歌山・岡山・兵庫・山口・大分・石川等十二県ニ係ル官林ヲシテ内務省ニ直轄セラレ、政法ト殖益トヲ分別セラレタルニアラスヤ、然ルトキハ右ニ関スル費途モ亦區別ナカルヘカラス、果シテ然ラハ官林ニハ作業費ノ資本金ヲ設備セラレ、作業ヨリ起ル利益ヲ以右費

額ニ被充候外策有之間敷歟、尤モ御都合有之当県下官林ノ如キ目下直轄難被成御趣意モ有之、暫時其儘御委任相成候ハ、右作業資本トシ一時金貳万円御貸与相成候トキハ、乃チ作業費ノ法則ヲ設ケ官林実益及保護栽培等一層盛大ニ施行シ、右資本金ハ五ヶ年ニ割合返納ノ見込相立、尚年々収入ノ支出ニ超過スルモノハ悉皆納付可仕、右御免許相成候儀ニモ候ハ、収入予算・支出予算等詳細取調開申了致候也

ところで、右の資料には提言の作成年時を直接示す記載がないため、明治一四年に作成されたものかを確認する必要がある。また、この山林かということについても、「夫レ管内ノ山林ヨリ」とあるだけで、このままではこの管内が岩手県を指すのかどうかは不確かである。なぜなら、この管内が青森大林区署の管内を意味している場合は、同署の管内には青森県も含まれるからである。そこで、この管内についても確認する必要がある。

まず、薪炭総消費量や山林総量を推計するために明治一二年や同一三年の調査結果が用いられていることから、それ以後、つまり明治一四年に作成されたと考えて差し支え無いであろう。また、管内が岩手県を意味していることについては、山林法律調書の表紙に「岩手県」と記載されていることから伺えるが、「管内ノ全戸数ハ拾万四千六百七拾三戸（十二年一月一日調ニ拠ルニシテ）」と明治一二年の全戸数が記載されていることから、青森県の全戸数と比較しておきたい。比較には明治一〇年代の県統計⁵⁾を用いる。明治一四岩手県統計によれば、岩手県の全戸数(本籍)は一〇四、九八五戸である。この戸数と山林法律調書記載の明治一二年の全戸数一〇四、六七三戸を比べると両者はほぼ同数であることから、山林法

律調書の管内は岩手県のことである。なお、明治一四年青森県統計によれば全戸数(本籍)は八一、五六七戸であることから、山林法律調書の全戸数は青森県を含んでいないことは明白である。

さて、右の資料の傍線部から明治一四年の薪炭総消費量と山林総量をみておこう。明治一二年、同一三年の調査結果から岩手県の薪炭総消費量は次のように推計されている。

「日用費消」

- ・ 県内全戸数…一〇四、六七三戸(明治十二年一月一日調)
- ・ 一戸につき一年間の薪炭消費量…平均二棚六分(一棚タテ六尺、ヨコ六尺)

- ・ 一棚の平均価格…二円五〇銭
- ・ 全戸の薪炭消費量…二七〇、二五〇棚 代価…六八〇、三七五円

「営業上二係り費消」

- ・ 薪炭消費量…四七五、七八〇棚(明治十三年十一月調) 代価…一、一八九、四五〇円

薪炭消費量の合計…七四六、〇三〇棚 代価一、八六九、八二五円

民家における日常の薪炭消費量である「日用費消」は年間二七〇、二五〇棚、「鉱山・製塩・造酒・鍛冶等ノ営業二係り費消スル薪炭」に関する「営業上二係り費消」、すなわち産業用の薪炭消費量は年間四七五、七八〇棚で、両者合わせた明治一四年における岩手県内の薪炭総消費量は

七四六、〇三〇棚、代価(生産額)は一、八六九、八二五円であった。他方、山林総量については次のように推計されている。

森林反別

- ・ 官林…八〇万町歩
- ・ 民林…四一万五、〇四三町四反七畝一二歩
- ・ 合計…一二二万五、〇四三町四反七畝一二歩
- うち、針葉樹を一〇%と見積もると
- 闊葉樹…一〇九万三、五三九町一反二畝二〇歩
- 一反につき平均五本の立木と見積もると
- 闊葉樹…五億四、六七六万九、五六四本

以上のように、闊葉樹(広葉樹)の本数を五億四、六七六万九、五六四本と算出した上で、年間薪炭消費量と本数の関係を次のように示している。

- ・ 年間薪炭消費量に相当する消費総木数…八二二万七、二三〇本
- ・ この消費木数は一年間一町歩につき七・五本余の伐採に相当し、六七年で一周する(官林からの伐採は五四〇万本、民林からは二八〇万一、五四三本)。

岩手県の年間薪炭消費をまかなう木数の伐採は六七年で一周するとは、六七年分の薪炭消費をまかなうに足る山林総量があるということの意味している。なお、年間薪炭生産額は一、八六九、八二五円(官林一、三四六、二七五円、民林五二三、五五五円)で、そのうちの一一%を原木代とす

ると二〇五、六八〇円七五銭(官林一四〇、〇四五円七〇銭、民林六五、六三五円五銭)の利益が生じると推計されている。

二 一九世紀岩手県の山林総量

盛岡・八戸藩の資料には藩の御山などの山林本数を記録した資料は残されているが、それらは部分的なものであることから、藩内全体の山林総量を直接復元できる資料はない。一方、既述した岩手県の山林総量は明治一四年(二八八二)の数値であるが、明治三年(一八七〇)に実施された盛岡藩の廢藩置県からわずか一〇年ほどしかたつておらず、また岩手県では林野官民有区分も完了せず、明治政府による官林経営などの林野政策も発展途上であり、加えて、樹木が成木になるには十数年以上かかるため、明治一四年の山林資源の状態は一九世紀の盛岡藩政下での状態と大きく異なっていると言い難い。そこで、明治一四年の岩手県の山林総量にもとづいて、一九世紀における南部領の山林総量を復元してみたい。

しかし、ここで注意しなければならないことは、岩手県の山林総量をもって、ただちに南部領の山林総量と見なすことができないことである。なぜなら、岩手県域は南部領域と同一ではないからである。表1に示したように、南部領域は北郡、三戸郡、二戸郡、九戸郡、鹿角郡、閉伊郡、岩手郡、志和郡、稗貫郡、和賀郡の一〇郡からなっていたが、このうち北郡と三戸郡は青森県に、鹿角郡は秋田県に属すことになった。また、仙台藩領であった胆沢郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡が岩手県に属すことになった。⁶⁾したがって、南部領の山林総量を復元するためには、明治一四年の岩手県山林総量に、青森県と秋田県に属す北郡(下北・上北郡)⁷⁾・三

一九世紀南部領の山林資源復元に関する試みについて

表1 南部領域と岩手県域

| 南部領 | 岩手県 | 青森県 | 秋田県 |
|------|------|--------|-----|
| 北郡 | | 下北・上北郡 | |
| 三戸郡 | | 三戸郡 | |
| 二戸郡 | 二戸郡 | | |
| 九戸郡 | 九戸郡 | | |
| 鹿角郡 | | | 鹿角郡 |
| 閉伊郡 | 閉伊郡 | | |
| 岩手郡 | 岩手郡 | | |
| 志和郡 | 志和郡 | | |
| 稗貫郡 | 稗貫郡 | | |
| 和賀郡 | 和賀郡 | | |
| 仙台藩領 | | | |
| 胆沢郡 | 胆沢郡 | | |
| 江刺郡 | 江刺郡 | | |
| 西磐井郡 | 西磐井郡 | | |
| 東磐井郡 | 東磐井郡 | | |
| 気仙郡 | 気仙郡 | | |

注1) 南部領は盛岡藩領と八戸藩領である。

注2) 仙台藩領には一関藩領を含めた。

戸郡、鹿角郡の分を加え、仙台領の胆沢郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡の分を差し引く必要がある。ただし、これら加除する各郡については、藩政時代の山林総本数を知ることができる資料は現時点では見当たらないため、明治一〇年代の県統計書を用いることにする。その際、明治一四年にできるだけ近い年次の県統計書を利用する。

さて、最初に山林法律調書における山林反別等の数値が妥当であるかについて検討したい。まず、山林法律調書の数値と明治一四年及び一五年の岩手県統計に掲載された数値を比較するために、表2を作成した。同表から民林について山林法律調書と岩手県統計の反別を比べると、山林法律調書の反別がおよそ一〇万町歩ほど少ない。しかし、官林及び民林の合計をみると、山林法律調書と県統計の数値に大きな相違(官林と民林の比率が若干異なっているが、両者の合計に大きな差はない)はないため、山林法律調書で示

表2 山林法律調書と岩手県統計の比較

| | | | | |
|------------|------|----|-------------------|-----------------|
| 明治14山林法律調書 | 官林 | 反別 | 80万町歩 | |
| | 民林 | 反別 | 41万5,043町4反7畝12歩 | |
| | 反別合計 | | 121万5,043町4反7畝12歩 | |
| 明治14岩手県統計 | 民林 | 反別 | 51万6,114町5反4歩 | |
| 明治15岩手県統計 | 官林 | 反別 | 66万4,122町9反8畝15歩 | 1反につき木数 5.2本 |
| | | 木数 | 34,552,259本 | |
| | 民林 | 反別 | 51万5,049町1反3畝26歩 | |
| | 反別合計 | | 117万9,172町1反2畝11歩 | |

注) 明治14年岩手県統計には官林反別が掲載されていない。

ておりまだ確立していないこと、統計の取り方自体もまだ整備途上にあつたからである。

一方、針葉樹と広葉樹の比率については、山林法律調書では「針葉樹林ノ反別十分ノ一ト積リ」とあるように、全山林反別の九〇%を広葉樹と見積もっている。この比率については、現時点では検討に必要な当時の記録が手元にないため、検証することができない。なお、明治四三年(一九一〇)『青森大林区国有林一斑』⁽⁹⁾によれば、青森大林区署管内国有林は「其実測

された官林と民林の合計、すなわち岩手県内の全山林反別は妥当なものである。また、明治一五岩手県統計には官林木数も掲載されており、これを用いて官林の一反あたりの平均的な木数を算出すると約五本になり、山林法律調書で「壹反歩ニ付平均五本ノ立木ヲ存スルト積ルトキハ」とあることと符合する。さらに、『山林局年報』⁽⁸⁾から明治一三年(一八八〇)同一一年(一八八五)の岩手県官林反別と木数を示した表3を作成した。官林反別と木数は岩手県統計と比べると、若干少ないが大きな差異はない。反当り木数を算出すると約五本になり、これも山林法律調書と符合する。なお、この時期の官林反別や木数が統計ごとに数値が異なるのは、一つは官林制度自体が変遷を重ね

面積九十二万余町歩、之カ蓄積針葉樹五千八百余方尺メ、闊葉樹一億五千余方尺メノ多キヲ算ス」とあり、二〇世紀初めの岩手県・青森県の国有林における針葉樹と広葉樹の比率は、針葉樹二八%、広葉樹七二%であった。また、明治二四年岩手県統計には用材林と薪炭林に分けた民林の反別が掲載されており、これによれば両者の比率は用材林一六%、薪炭林八四%であった。薪炭林がすべて広葉樹を意味しているわけではないが、ある程度広葉樹の総量を反映していると考えることができる。そこで、本稿では山林法律調書の見積りにしたが、広葉樹の比率を九〇%として推計を行うことにする。

さらに、次のようにも一点留意する必要がある。山林法律調書では闊葉樹(広葉樹)面積を一〇九万三、五三九町一反二畝二〇歩とし、一反につき平均五本の立木と見積もって、闊葉樹の本数を五億四、六七六万九、五六四本と算出しているが、これは五、四六七万六、九五六本の誤りである。五億四、六〇〇万本余となるためには、一反につき平均五〇本の立木と見積もらなければならないが、どちらが正しいのであろうか。前述したように、一反につき平均五本という数値は『山林局年報』の数値と符合するので、こちらの数値が妥当だととりあえず考えることができる。したがって、年間薪炭消費をまかなう木数の伐採は六七年で一周するとされたことも誤りで、六・七年で一周する、つまり薪炭消費をまかなう山林総量は六・七年分ということになる。

なお、山林法律調書では引用した文章の後に、赤字で「参照」と記された表が掲載されている(表4)。この「参照」表はおそらく明治四〇年に明治一四年山林法律調書を浄書した際、右に指摘した山林木数の算出の誤りに関わって作成されたと考えられる。「参照」表では、山林総木

数を六億七五二万一、七三七本と算出しており、この九〇%（広葉樹）は五億四、六七六万九、五六四本となることから山林法律調書の算出本数と一致する。浄書の際に「参照」表を作成して、山林法律調書で算出され

表3 山林局年報による岩手県官林反別・木数

| | 反別 | 木数 | 反当り木数 | 出典 |
|-------|------------------|------------|-------|----------|
| 明治13年 | 63万1,126町7反5畝6歩 | 28,172,563 | 4.5 | 山林局年報第三回 |
| 明治14年 | 63万1,126町7反5畝6歩 | 28,153,277 | 4.5 | 山林局年報第四回 |
| 明治16年 | 63万1,931町3畝13歩 | 27,845,149 | 4.4 | 山林局年報第六回 |
| 明治17年 | 63万3,231町3畝13歩 | 27,755,401 | 4.4 | 山林局年報第七回 |
| 明治18年 | 63万2,232町7反7畝12歩 | 27,706,693 | 4.4 | 山林局年報第八回 |

注) 各山林局年報は国立国会図書館デジタルコレクションによる。

表4 山林法律調書の「参照」表

| 名称 | | 針葉樹 | | 闊葉樹 | | 合計 |
|-----|-----|--------------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| | | 官 | 民 | 官 | 民 | |
| 反別 | | 800,000.0000 | 41,504.3422 | 720,000.0000 | 373,539.1220 | 1,215,043.4712 |
| 木数 | | 40,000,000 | 20,752,173 | 360,000,000 | 186,769,564 | 607,521,737 |
| 日用材 | 薪炭棚 | | | 195,948 | 76,302 | 272,250 |
| | 立木 | | | 2,155,428 | 838,222 | 2,993,650 |
| | 代価 | | | 489,870 | 190,505 | 680,375 |
| 営業材 | 薪炭棚 | | | 342,562 | 133,218 | 475,780 |
| | 立木 | | | 3,446,400 | 1,787,180 | 5,233,580 |
| | 代価 | | | 856,405 | 333,045 | 1,189,450 |

注1) 山林法律調書より作成。

注2) 反別の単位は、町・反畝歩である(例：41,504.3422 = 41,504町3反4畝22歩)

た五億四、六〇〇万本余という広葉樹総本数をわざわざ記入していることは、この数値が正しい数値であるのかもしれない。この点については今後さらなる検討が必要である。

三 一九世紀南部領の山林総量

岩手県の山林総量にもとづいて南部領の山林総量の復元を試みる。前述したように、岩手県から南部領への変換にはいくつかの郡の加除が必要である。そこで、明治一五岩手県統計の山林総反別に加除が必要な各郡の山林反別を反映し、一九世紀の南部領の山林総反別を推計するために表5を作成した。同表によれば、南部領の山林総反別は一三九万五、〇五一町一反二畝である。この総反別は表2の岩手県山林総反別と比較すると、二一萬五、八七九町歩、率にして約二〇%多い。山林総木数については、一反あたり五本で算出すると、総木数は六九、七五二、五五六本で、当時の山林総量はおよそ七千万本であった。

次に薪炭消費との関係から山林総量について検討しておこう。薪炭生産に利用される広葉樹の本数については、山林法律調書で用いられた針葉樹を一〇%と見積もる方法に即して、広葉樹の本数を全体の九〇%とする。年間薪炭消費量については、岩手県領域と南部領域が異なっており、両者の人口は同じではないことから、山林法律調書で示された消費量にもとづいて藩政期の消費量を算出する必要がある。

まず、南部領の広葉樹総木数を算出すると六二、七七七、三〇〇本である。藩政期における薪炭消費量の算出については、まず盛岡・八戸藩の人口を明らかにしておきたい。表6に両藩の人口推移を示した。一七世紀半

表5 19世紀南部領の山林反別

| | | 官林反別 | 民林反別 | 合計 | 出典 |
|--------------|--------------|------------------|------------------|-------------------|----------------|
| | 岩手県山林 総反別 | 66万4,122町9反8畝15歩 | 51万5,049町1反3畝26歩 | 117万9,172町1反2畝11歩 | 明治15岩手県統計 |
| 岩手県から 削除分 | 胆沢郡 | 7万6,469町7反3畝24歩 | 1万2,804町6反6畝22歩 | | 明治15岩手県統計 |
| | 江刺郡 | 1,129町8反6畝9歩 | 1万4,616町7反7畝13歩 | | 明治15岩手県統計 |
| | 西磐井郡 | 1万3,770町3反2畝4歩 | 1万5,116町5反4畝23歩 | | 明治15岩手県統計 |
| | 東磐井郡 | 5,488町4反4畝7歩 | 4万1,791町2反9畝22歩 | | 明治15岩手県統計 |
| | 気仙郡 | 2万3,393町6反1畝22歩 | 5万6,047町8反5畝26歩 | | 明治15岩手県統計 |
| | 小計 | 12万251町9反8畝6歩 | 14万377町1反4畝16歩 | 26万629町1反2畝22歩 | |
| 岩手県に 追加分 | 上北郡 | 11万5,146町4反 | 906町8反 | | 明治15青森県統計 |
| | 下北郡 | 12万5,622町4反 | 428町1反 | | 明治15青森県統計 |
| | 三戸郡 | 3万8,237町1反 | 1万3,992町2反 | | 明治15青森県統計 |
| | 鹿角郡 | 16万1,178町4反8畝 | 996町7反2畝3歩 | | 明治16秋田県統計 |
| | 小計 | 44万184町3反8歩 | 1万6,323町8反2畝3歩 | 45万6,508町1反2畝11歩 | |
| | | 南部領山林 総反別 | | | 139万5,051町1反2畝 |

一九世紀南部領の山林資源復元に関する試みについて

ばから一九世紀半ばまでの盛岡藩の人口は、平均するとおよそ三三万人である。また、一七世紀末から一九世紀後半の八戸藩の人口は、平均すると六万五千人余である。この両者を合わせた南部領の一七世紀から一九世紀の人口の平均は三九万五千人余である。本稿では、一九世紀の南部領の薪炭消費量を対象とするため、天保一年（一八四〇）の盛岡藩と明治元年（一八六八）の八戸藩の人口を取り上げるが、両藩を合わせた南部領の人口三九万三、二六五人は、平均値とほぼ同じである。

さて、前述したように山林法律調書で示された薪炭消費量は、日用は年間二七〇、二五〇棚、産業用は年間四七五、七八〇棚、合計七四六、〇三〇棚であった。また、日用は県内全戸数一〇四、六七三戸の消費量であった。そこで、この日用の薪炭消費量を用いて、南部領の薪炭消費量を算出しておきたい。明治一四県統計によれば岩手県の全戸数（本籍）は一〇四、九八五戸で、人口（本籍）は六〇五、五三八人である。つまり、日用の年間薪炭消費量二七〇、二五〇棚は、六〇五、五三八人分の消費量である。そこで、南部領の人口三九万四、一三四人は、明治一四年岩手県の人

表6 盛岡藩・八戸藩の人口の推移

盛岡藩

| 年 | 人口 | 戸数 |
|------------|---------|--------|
| 承応2(1653) | 292,028 | 38,747 |
| 天和2(1682) | 308,664 | 48,612 |
| 元禄9(1696) | 335,690 | 44,113 |
| 元文2(1737) | 368,526 | 61,981 |
| 宝暦7(1757) | 351,755 | 61,515 |
| 天保9(1838) | 351,332 | 63,221 |
| 天保11(1840) | 326,041 | 63,227 |

注) 人口・戸数は「雑書」による。

八戸藩

| 年 | 人口 | 戸数 |
|-----------|--------|--------|
| 元禄8(1695) | 58,507 | |
| 寛延2(1749) | 71,352 | |
| 天明3(1783) | 63,158 | |
| 明治元(1868) | 67,224 | 13,238 |
| 明治4(1871) | 68,193 | |

注) 『新編八戸市史通史編Ⅱ近世』、『新編八戸市史近世資料編Ⅰ』より作成。

口の六五％であることから、南部領での日用薪炭消費量は明治一四年岩手県の日用薪炭消費量の六五％に相当する一七五、六六三棚と考えることができる。

一方、「鉱山・製塩・造酒・鍛冶等ノ営業ニ係リ費消スル」産業用の薪炭消費量については、南部領の鉱山・製塩・造酒・鍛冶等の生産高を復元する必要がある、そのために鉱山、製塩、造酒について表7を作成した。南部領の岩手県に対する生産高の比率は、鉱山は七一％、製塩は六五％、清酒は一〇％、濁酒は二三％で、平均すると九二％である。山林法律調書で示された産業用の年間薪炭消費量は四七五、七八〇棚であったことから、この九二％に相当する四三七、七一八棚が南部領での産業用薪炭消費量であったと考えることができる。そして、産業用に日用薪炭消費量を加えた六一三、三八一棚が一九世紀南部領における年間薪炭総消費量であり、これは山林法律調書で示された岩手県における年間薪炭総消費量の八二％に相当する。なお、産業用については人口と異なり、産業の発展あるいは衰退を考慮しなければならない。右に示した南部領の薪炭消費量は、明治一五、一六年の岩手県、青森県、秋田県の統計をあてはめたものに過ぎず、藩政期からの産業の発展あるいは衰退を反映したものである。このことについては、現時点では不明なことが多く、考察が困難である。しかし、大枠では藩政期よりも明治一〇年代のほうが発展していた可能性が高い、つまり藩政期の産業用薪炭消費量のほうが少ないのではないかと推測できるが、この点については今後の課題としたい。

次に、この薪炭消費量に必要な広葉樹の木数を算出し、南部領の広葉樹本数との関係をみておきたい。岩手県の年間薪炭総消費量に必要な広葉樹の木数は八、二二七、一三〇本であったことから、この八二％に相当する

表7 19世紀南部領の産業生産高

| | | 鉱山 | | 製塩 | | 造酒 | | 出典 | |
|--------------|--------|---------|---|--------|---|------------|---|-----------|--------------|
| | | 製錬高 | 貫 | 製塩高 | 石 | 清酒高 | 石 | | 濁酒高 |
| | 岩手県生産高 | 478,929 | | 32,692 | | 58,462.325 | | 2,324.964 | 明治15岩手県統計 |
| 岩手県から 削除分 | 胆沢郡 | | | | | 5,425.856 | | 66.338 | 明治15岩手県統計 |
| | 江刺郡 | 267,175 | | | | 2,066.172 | | 20.004 | 明治15岩手県統計 |
| | 西磐井郡 | | | | | 5,675.228 | | 51.856 | 明治15岩手県統計 |
| | 東磐井郡 | 3,846 | | | | 2,883.294 | | 345.324 | 明治15岩手県統計 |
| | 気仙郡 | 1,090 | | 12,966 | | 2,539.293 | | 454.958 | 明治15岩手県統計 |
| | 小計 | 272,111 | | 12,966 | | 18,589.843 | | 938.480 | |
| 岩手県に 追加分 | 上北郡 | | | | | 6,080.619 | | 360.782 | 明治15青森県統計 |
| | 下北郡 | 24,125 | | 148 | | 362.374 | | 53.229 | 明治15青森県統計 |
| | 三戸郡 | 100 | | 1,342 | | 15,907.269 | | 1,038.275 | 明治15青森県統計 |
| | 鹿角郡 | 109,502 | | | | 1,960.129 | | 19.744 | 明治16・19秋田県統計 |
| | 小計 | 133,727 | | 1,490 | | 24,310.391 | | 1,472.030 | |
| | 南部領生産高 | 340,545 | | 21,216 | | 64,182.873 | | 2,858.514 | |

注) 鹿角郡製錬高は明治19秋田県統計による。

六、七四六、三一九本が南部領で年間に薪炭用として必要とした広葉樹木数であった。算出した南部領の広葉樹総木数は六二、七七七、三〇〇本であったから、これを六、七四六、三一九本で割ると、九・三である。つまり南部領内の薪炭消費をまかなう山林本数は九・三年分であったことがわかる。

おわりに

一九世紀南部領の山林は、総面積約一四〇万町歩、総量は約七千万本であったと推計することができた。また、その山林資源は南部領内の年間薪炭総消費からみると約九年分に相当する蓄積を有した。本稿で明らかにしようとした一九世紀の南部領や岩手県の山林に関する面積や総量などは、現時点で私の手元にある資料、しかも統計自体がまだ整備されていない時期の資料に基づいて算出した、あくまで推計であり、今後さらなる検討が必要である。しかし、明治一五岩手県統計による岩手県山林総反別一七万九、一七二町一反二畝一步は、現在の岩手県の森林面積一七万六、九九八ヘクタール(約一八万六、八〇二町歩)¹⁰とはほぼ同じであり、明治一〇年代の統計数値が決して実態からかけ離れたものではなかったことがわかる。

一方、今後まず検討しなければならない課題は、一反あたりの立木の本数についてであろう。本稿では一反あたり平均五本と見積もって算出したが、これが五〇本になれば、年間薪炭総消費の九年余分に相当するとした山林資源量は九〇余年分に相当することになり、山林資源の評価に大きく関わってくることになる。例えば、盛岡藩では一八世紀後半以降、山林資

源の枯渇が問題になったことが指摘されてきたが、この点についても山林総量との関係で再検討が必要であろう。前掲の山林法律調書の引用文のなかには次の記述がある。

保護栽培十分行届キ当地方ニ乏敷松檜等ノ各種ヲ閑地ニ播種シ、傍ヲ自生スル小松其他闊葉樹発育ヲ遂ケシムルニ於テハ、十年ヲ出スシテ数百万本ノ針葉樹ヲ増加シ、闊葉樹ハ億ヲ以テ算スル木数ノ増加ヲ見ルハ、敢テ疑ヲ容レサルヘシ

すなわち、保護育成に力を入れれば、一〇年かからずに数百万本の針葉樹と億単位の広葉樹の生育が可能であると述べている。この記述は少々誇張したものであるかもしれないが、こうした造林・育林の当時の様子も含めて山林資源の枯渇について考える必要がある。一九世紀の南部領における山林資源量の実態をさらに解明するためにも、今後は藩政期の資料もできる限り用いて検討する必要がある。

さて、最後に「はじめに」で述べた盛岡藩のヒバ材について少し述べておこう。山林法律調書には「山林法ノ効力及其沿革」という項目で下北半島の田名部松山に関する記述がある。そのなかに掲載されている、山奉行であった栗谷川仁右衛門の手記から得られた「田名部松山宝暦年中ヨリ文政二至ル伐採発売表」によれば、宝暦期から文政期(一七五一年～一八二九年)に至るおよそ八〇年間に合計一、一三八、四〇〇本のヒバが伐採されていた。平均すると年間に約一五、〇〇〇本のヒバが下北半島の山林から伐採されていたことになる。南部領山林総量およそ七千万本におけるこのヒバ材伐採量は、果たして盛岡藩林業にとってどれぐらいの比重を占めていたのであろうか。

註

- (1) 阿部猛・落合功・谷本雅之・浅井良夫編『郷土史大系 生産・流通(上)―農業・林業・水産業―』朝倉書店、二〇二〇年の「II 林業」。
- (2) 註1の他に、『岩手県林業史』(岩手県、一九八二年)、『野辺地町史通史編第一巻』野辺地町、一九九六年)、『青森県史資料編近世四』(青森県、二〇〇三年)、『青森県史通史編二』(青森県、二〇一八年)など。
- (3) 国立公文書館デジタルアーカイブの「天保国絵図 陸奥国(南部領)」を参考に作成した。
- (4) 旧青森営林局所蔵、現国立公文書館つくば分館所蔵。
- (5) 『明治十四年岩手県統計表』、『明治十五年岩手県統計書』、『明治二十四年岩手県統計書』、『明治十五年青森県統計書』、『明治十六年秋田県統計書』(いずれも国立国会図書館デジタルコレクションによる)を用いる。文中では、これらを県

統計と総称し、個別には明治一四岩手県統計のように表記する。

- (6) 盛岡藩は明治元年(一八六八)に盛岡県となった後、変遷を経て明治五年に岩手県と改称し、明治九年に現在の県域となった。また、岩手県は藩政からみると盛岡藩、八戸藩、仙台藩、一関藩の四つの藩から構成されている。なお、八戸藩は、盛岡藩内の志和郡に四か村の飛地があった。
- (7) 明治一年(一八七八)七月の郡区町村編制法に基づき、上北郡・下北郡の二郡に分割された。
- (8) いずれの『山林局年報』も国立国会図書館デジタルコレクションによる。
- (9) 国立国会図書館デジタルコレクション。
- (10) 『令和三年度版 いわたの森林・林業概要』(岩手県農林水産部、二〇二二年五月)。

